



平成 28 年 11 月 22 日

各位

会 社 名	株式会社アデランス
代 表 者 名	代表取締役会長兼社長 根本信男
上場取引所	東証 市場第一部
コード番号	8170
問 合 せ 先	グローバル IR 部長 泉本正明
電 話 番 号	(03) 3350 - 3268

臨時株主総会および普通株主による種類株主総会招集のための 基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の臨時取締役会において、平成 29 年 1 月下旬開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)および当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といい、本臨時株主総会と本種類株主総会を併せて「本株主総会」といいます。)の招集のための基準日設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本株主総会に係る基準日等について

当社は、本株主総会において権利を行使することができる株主を確定するため、平成 28 年 12 月 7 日(水)を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その権利を行使することができる株主といたします。

- 1) 公 告 日 平成 28 年 11 月 23 日(水)
- 2) 基 準 日 平成 28 年 12 月 7 日(水)
- 3) 公 告 方 法 電子公告

(当社 WEB サイト <http://www.aderans.co.jp/corporate/koukoku/index.html> に掲載いたします。)

2. 本株主総会の開催予定日および付議議案について

平成 28 年 10 月 14 日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、アドヒアレンス株式会社(以下「アドヒアレンス」といいます。)が平成 28 年 10 月 14 日に公表した当社の普通株式、新株予約権および新株予約権付社債(以下「当社株券等」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が成立した場合には、アドヒアレンスからの要請により、当社は、本臨時株主総会において、当社株式の併合を行うこと(以下「本株式併合」といいます。)及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うこと等の議案を付議する予定です。

しかし、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後のアドヒアレンスおよび根本信男氏(以下「根本氏」といいます。)の当社株券等の所有割合、ならびにアドヒアレンスおよび根本氏

以外の当社の株主、新株予約権者または新株予約権付社債権に係る社債権者の皆様の当社株券等の所有状況等によっては、全部取得条項付種類株式を用いる方法に変更する可能性があります。全部取得条項付種類株式を用いる方法に変更する場合、当社は、本日現在において、種類株式発行会社（会社法第2条第13号に定義するものをいいます。以下同じです。）ではありませんが、本臨時株主総会において、①当社において普通株式とは別の種類の当社株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②前記①による変更後の当社の定款の一部を追加変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款変更を行うこと、および③当該全部取得条項が付された当社普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別の種類の当社株式を交付すること（ただし、当該別の種類の株式については上場申請は行わない予定です。）等の議案を付議する予定です。上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となるため、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法111条第2項第1号に基づき、上記②に係る決議に加えて、本種類株主総会の決議が必要となりますので、当社は、本臨時株主総会と併せて、同日付けで本種類株主総会を開催することを予定しており、本基準日設定公告により、本臨時株主総会のほか、本種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるための基準日についても設定するものです。

なお、本株主総会の開催日および開催場所ならびに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以上